

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」

(平成25年4月12日付け基発0412第13号) (抜粋)

第1 改正の趣旨

2 車両系建設機械関係

近年、解体工事現場への導入が進んでいる鉄骨切断機、コンクリート圧砕機又は解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）を原因とする休業4日以上の死傷労働災害が年間100件程度発生している一方で、その特性に応じた労働災害防止措置が設けられていないことから、鉄骨切断機等による労働災害の防止を図るために必要な措置を規定したものである。

また、これらの機械以外の車両系建設機械についても、これらの機械と同様に実施する必要がある場合には、規定の対象としたこと。

第2 細部事項

2 車両系建設機械関係（第2編第2章第1節及び別表第三関係）

(1) 定義等（第151条の84関係）

ア 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7第6号2の「厚生労働省令で定める機械」として、鉄骨切断機等を規定したこと。

イ 鉄骨切断機とは、鉄骨（非鉄金属の工作物を含む。）を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

ウ コンクリート圧砕機とは、コンクリートを砕くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。鉄筋を切断する機能を付加したのも、これに含まれること。

エ 解体用つかみ機とは、木造の工作物を解体し、又はその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械をいうこと。

オ 第2章第1節において、労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる機械（ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機）で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものを「解体用機械」と定義したこと。

(2) 構造（第153条関係）

ア 岩石の落下等により当該物が労働者に激突するおそれがある場所で、鉄骨切断機等を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えなければならないこととしたこと。

イ 「岩石の落下等」の「等」には、鉄骨又はコンクリートの破片の落下や木造の工作物の倒壊が含まれること。また、本条のヘッドガードは、落下等の

おそれのある物に対応したものとする必要があること。

(3) 使用に係る危険の防止 (第2款関係)

ア 転倒又は転落による危険の防止 (第157条の2関係)

- ① 第157条の転倒及び転落を防止する措置の実施にもかかわらず、車両系建設機械の転倒又は転落が生じており、その際に運転者が車両系建設機械から飛び降りて機体に押しつぶされる等の労働災害が発生していることから、こうした労働災害を防止するための一定の努力義務を規定したこと。
- ② 「路肩、傾斜地等」の「等」には、岩石、根株等があり、転倒等のおそれのある場所が含まれること。
- ③ 「運転者に危険が生ずるおそれのある場所」には、傾斜角が5度を超える傾斜地、及び②の場所が含まれること。なお、第157条第1項の規定に基づき、補強やガードレールの設置を行った路肩、必要な広さ及び強度を有する鉄板の敷設や締め固めを行った地盤は、これに含まれないこと。
- ④ 「転倒時保護構造」には、日本工業規格A8920の3.2又は日本工業規格A8921の3.1に定める規格に適合するものが含まれること。また、「シートベルト」には、日本工業規格A8911の3.1に定める規格に適合するものが含まれること。

イ アタッチメントの交換作業時の危険の防止 (第165条及び第166条の2関係)

- ① 改正前の第165条は、複数の労働者がアタッチメントの交換作業等を行う場合において、労働者相互の連絡不十分による労働災害を防止するため、作業を指揮する者を定め、その者に作業手順の決定等を行わせることを義務付けたものであるが、労働者相互の連絡不十分により、②の架台が使用されないことのないよう、その使用状況の監視を作業指揮者に行わせることとしたこと。(第165条関係)
- ② アタッチメントの交換作業中にアタッチメントが倒壊し、又は不意に動くことにより、労働者がアタッチメントに激突され、又は挟まれる労働災害が発生していることから、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行う際の架台の使用を義務付けたこと。(第166条の2関係)
- ③ 第166条の2第1項の「アタッチメントが倒壊すること等」の「等」には、アタッチメントが不意に動くことが含まれること。また、「アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険」には、倒れたアタッチメントの下敷きになる危険や、アタッチメントが不意に動いて手を挟まれる危険が含まれること。
- ④ 第166条の2の規定は、鉄骨切断機等以外の車両系建設機械にも適用されるものであり、例えば、三角形のバケットを取り外す際には交換用の架台を使用しなければならないこと。

⑤ 第 166 条の 2 第 1 項の架台は、解体用機械の製造者が製造した専用の架台に限られず、敷角等のアタッチメントの倒壊等を防止できるものであればよいこと。

⑥ 安定的に地面に置くことができる形状のアタッチメントを交換する作業においては、「アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険」がないため、第 166 条の 2 の架台を使用する必要はないこと。

ウ 装着するアタッチメントに係る制限（第 166 条の 3 関係）

① アタッチメントを交換できる車両系建設機械について、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントを取り付けた場合、当該車両系建設機械が転倒する危険があることから、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントの装着を禁止したこと。

② 「その構造上定められた重量」とは、車両系建設機械構造規格（昭和 47 年労働省告示第 150 号）に規定される安定度が損なわれない範囲内のアタッチメントの重量をいうこと。

③ 本条は、鉄骨切断機等以外の車両系建設機械にも適用されるものであり、アタッチメントには、鉄骨切断具、コンクリート圧砕具及び解体用つかみ機のつかみ具のほか、バケット、ジッパーが含まれること。

エ アタッチメントの重量の表示等（第 166 条の 4 関係）

① アタッチメントを取り替えた場合、機械重量や機械総重量、すくい上げることのできる物の容量や持ち上げることのできる物の重量が変わるため、これらの情報を運転者が容易に確認できるように、一定の方法による表示又は書類の備付けを義務付けたこと。

② ウ③については、本条についても同様であること。

③ 「バケット、ジッパー等」の「等」には、解体用つかみ機の「つかみ具」が含まれること。

④ 「重量」とは、アタッチメント自体の重量をいい、「容量」とは、バケット、ジッパー等によりすくい上げることのできる物の容量をいい、「最大積載重量」とは、バケット、ジッパー等を装着した車両系建設機械が持ち上げることのできる物の最大の重量をいうこと。

⑤ 「運転者の見やすい位置」とは、原則として、運転者が運転席から容易に見得る位置をいい、具体的には運転室内の前部又は側部の見やすい位置をいうこと。ただし、当該位置に操縦装置その他計器類が設けられているため表示することが困難な車両系建設機械においては、「運転者が容易にあらかじめ見ることができる位置」として差し支えないこと。

⑥ 「容易に確認できる書面」とは、アタッチメントの重量等が分かりやすく記載された 1 枚程度の書面をいうこと。また、当該書面の備付けは、運転席周辺の容易に取り出せる場所に行わなければならないこと。

⑦ 平成 25 年 6 月 30 日までにアタッチメントを交換できる車両系建設機械

(機械本体に装着されていないアタッチメントを含む。)を譲渡し、又は提供した者は、その相手方が、本条により表示又は書面の備付けが必要となる事項に関する情報を求めた場合には、それを通知する必要があること。

⑧ アタッチメント自体にも同様の表示を行うことが望ましいこと。

オ 定期自主検査 (第 168 条関係)

- ① 第 171 条の 4 の特定解体用機械の「逆止め弁、警報装置等」については、労働災害の防止上、特に重要であるため、1 月以内ごとに 1 回、定期を行う自主検査の項目として規定したこと。
- ② 「逆止め弁」とは、油圧の異常低下によるブーム及びアームの急激な降下、収縮を防止するための弁をいうこと。
- ③ 「警報装置」とは、作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに警音を発する装置をいうこと。
- ④ 「逆止め弁、警報装置等」の「等」には、ブームの角度計や作業範囲を超えてブーム又はアームが操作されたときに、起伏装置及び伸縮装置の作動を自動的に停止させる装置が含まれること。
- ⑤ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、解体用つかみ機に求められる前方安定度を確保できないものの逆止め弁、警報装置等についても、1 月以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行うこと。

(4) 解体用機械のみに関する措置 (第 5 款)

ア 特定の場所における特定解体用機械の使用の禁止 (第 171 条の 4 関係)

- ① 特定解体用機械 (ブーム及びアームの長さの合計が 12 メートル以上である解体用機械) は安定性が低く、また、転倒し、又は転落した場合における危険性が高いことから、転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれがある場所での使用を禁止したこと。
- ② 「路肩、傾斜地等」及び「労働者に危険が生ずるおそれのある場所」の意義については、第 157 条の 2 と同様であること。
- ③ 「地形、地質の状態等」の「等」には、亀裂、含水、湧水、凍結等の有無及び状態、埋設物等の有無及び状態等が含まれること。
- ④ 「地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置」には、アウトリガーにより十分な安定性が確保できる場合のアウトリガーの張り出しが含まれること。
- ⑤ 特定解体用機械に該当しない解体用機械であって、ブーム及びアームを水平にした状態において、解体用つかみ機に求められる前方安定度を確保できないものについては、本条の場所での使用を控えること。
- ⑥ 第 5 款において複数の機械を規制することとし、これに伴い、作業の対象物の種類も増えたことから、規制の対象とする作業について、単に「解体用機械を用いて作業を行うとき」と規定したこと。なお、当該作業には、

解体用機械を用いた工作物、コンクリート、岩石等の解体、破壊、破砕、切断の作業が含まれること。

イ 特定の場所における運転室を有しない解体用機械の使用の禁止（第 171 条の 5 関係）

① 解体用機械を用いて作業を行う場合、圧砕したコンクリートの破片が飛来し、労働者に激突するなどの危険があるため、このような場所においては、運転室を有しない解体用機械を用いた作業を原則として禁止したこと。

② 「物体の飛来等」の「等」には、解体用つかみ機によりつかんだ物の激突が含まれること。

③ 「物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置」によることができるか否かは、解体用機械のアタッチメントの動力や、作業の対象物の構造、性質、機械本体と作業の対象物との距離を勘案して判断する必要があること。当該措置の例としては、次のものがあること。

（ア）アタッチメント自体に物体の飛来を防止する覆いを取り付けること。

（イ）予想される物体の飛来又は激突の強さに応じた強度を有する防護設備を設けること。

（ウ）物体の飛来の強さが十分弱い場合に、顔面の保護面を有する保護帽及び身体を保護できる衣服を使用させること。

ウ 危険な箇所への立入禁止等（第 171 条の 6 関係）

① 鉄骨切断機等を用いた作業において、鉄骨又はコンクリートの破片が飛来し、又はつかんだ木材が激突するなどの労働災害が発生していることから、こうした危険のある箇所について、関係労働者を含め、解体用機械の運転者以外の労働者の立入りを禁止したこと。

② 鉄骨切断機等を用いた作業について、ブレーカと同様に、悪天候時の作業の中止を義務付けたこと。

③ 労働安全衛生法施行令第 6 条第 15 号の 2、第 15 号の 3 及び第 15 号の 5 の作業に係る悪天候時の作業の中止については、それぞれ第 573 条の 3 第 2 号、第 517 条の 10 第 2 号及び第 517 条の 15 第 2 号において規定されているため、本条の対象から除外したこと。一方で、労働安全衛生法施行令第 6 条第 15 号の 2、第 15 号の 3 及び第 15 号の 5 の作業に係る立入禁止については、本条第 1 号と対象となる場所が異なるため、本条の対象としたこと。

④ 第 1 号の「物体の飛来等」の「等」については、第 171 条の 5 と同様であること。

(5) 技能講習（別表第 3 及び附則第 3 条関係）

ア 鉄骨切断機等（別表第 3 及び附則第 3 条関係）

① 解体用機械のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者として、平成 25 年 7 月 1 日以降に開始される車両系建設機械（解体用）運転

技能講習（安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 141 号）による車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程の改正により、鉄骨切断機等の運転に係る内容が追加されたもの）を修了した者及び厚生労働大臣が定める者を規定したこと。（別表第 3 関係）

- ② 改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者については、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習を修了した場合には、解体用機械のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができるとしたこと。（附則第 3 条関係）
- ③ 平成 25 年 7 月 1 日時点において、解体用機械等のうち、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者については、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習を修了した場合には、当該業務に就くことができるとしたこと。（附則第 3 条関係）
- ④ ②・③の「都道府県労働局長が定める講習」については、別途通達すること。

イ ブレーカ（別表第 3 関係）

この省令による改正前に、解体用機械のうち、ブレーカの運転の業務に就くことができる者は、平成 25 年 7 月 1 日以降も当該業務に就くことができること。

3 附則関係

ア 施行期日（附則第 1 条関係）

この省令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行すること。ただし、車両系建設機械関係は、平成 25 年 7 月 1 日から施行すること。

イ 譲渡制限等に関する経過措置（附則第 2 条関係）

- ① 平成 25 年 7 月 1 日において現に製造している鉄骨切断機等及び現に存在する鉄骨切断機等については、労働安全衛生法第 42 条の規定は適用されないこと。
- ② 「現に製造している」とは、現に設計の完了（設計の大部分を終了している場合を含む。）以降の過程にあることをいい、「現に存する」とは、現に使用されていること及び製造が完了しているが、まだ使用されていないことをいうこと。
- ③ 平成 25 年 7 月 1 日以降にアタッチメントを交換した鉄骨切断機等については、機体本体の製造又は輸入の年月日によって本条に該当するか否かが判断されること。

ウ 罰則に関する経過措置（附則第 4 条関係）

改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。